

食中毒事故で3日間の営業停止に、その間の給与の支払いはしなくていい？

Q 飲食店を3店舗経営しておりますが、そのうちの1店舗で食中毒事故が発生し、保健所より3日間の営業停止処分が下されました。その間の、当該店舗に所属する従業員（社員及びアルバイト）に対する賃金は支給しなくてもいいのでしょうか。
社員は月給で、アルバイトは時間給です。

A 労働基準法で、「使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の100分の60以上の手当を支払わなければならない。」と定められております。（法26条）

食中毒事故は従業員が起こしたものかもしれませんが、また例え故意に起こしたものであったとしても、従業員全員を休業させる場合は、使用者の責に帰すべき事由（会社側の都合で休業）に該当しますので、休業手当の支払いが必要です。

では、その店舗の全員に支払う必要があるかといいますと、そうではありません。

その3日間にシフトが入っている従業員についてのみ休業日につき平均賃金の60%以上を支払えば足りす。

また、月給者には全額を（減額することなく月給分を支給）、アルバイトには60%を支給する場合は、差別的扱いに抵触する恐れがありますので、そのようにする場合には明確な理由が必要です。

食中毒事故は、お店の信用の低下はもとより、被害者への賠償や従業員への補償が必要になり、経営に重大な影響を及ぼすことになります。

詳細は最寄りの労働基準監督署まで

また、一般社団法人東京都食品衛生協会が取り扱う食品営業賠償共済制度の「あんしんフード君」に休業補償特約を付けて加入しておくとう安心です。